

公用車貸出事業



平成19年10月1日より、地域の皆様が実施する自主的・自発的活動の支援として、町所有の公用車を無償で貸出を行っています。

《対象団体》

1. 自治会・老人会
2. 子ども会育成会・PTA・幼稚園、保育所の父母会等の教育・福祉関係団体
3. 体育協会・文化協会・スポーツ少年団等の文化・スポーツ関係団体
4. 上三川町ボランティア連絡協議会の会員である団体

営利・宗教・政治・選挙の目的には貸し出しできません。



《対象となる活動》

1. 町内の道路・水路・河川・公園・学校その他公共施設等の美化・清掃活動
2. スポーツ大会・イベント等での備品等の運搬
3. 上記ほか、町内で行われる公共性のある活動

《使用区域》

原則町内とします。



《貸出日》

土曜日・日曜日・祝祭日の閉庁日（年末・年始を除く）

午前8時30分～午後5時

※ **ただし、公務で使用する場合は貸し出しできません。**

また、災害などで緊急に使用する場合は貸し出しを取り消す場合があります。

《貸出車両》

車庫番号	形式	車名	ナンバー	定員(人)	最大積載量(kg)	
7	ダンプ	アトラスダンプ	栃木 46 の 1769	3	2,000	MT
8	トラック	バネットトラック	宇都宮 400 せ 2955	3	1,000	AT
9	軽ダンプ	クリッパーダンプ	宇都宮 480 う 9076	2	350	MT

《費用》

無料とします。ただし、車両の損傷・滅失等があった場合には別途修繕・賠償いただきます。
(なお、燃料代についても無料としますが、使用中に給油が必要となった場合は、使用者の負担で補給願います。)

《お約束》

1. 転貸しないこと。また、申請以外の目的で使用しないこと。
2. 借受・返却は庁舎敷地内所定の場所とします。
3. 車内は禁煙です。
4. 返却時には運転日誌の記入・車両の清掃をすること。
5. 2日以上連続して借りる場合は、原則1日ごとに返却・借受とすること。
6. 鍵等は当日、当直者との受け渡しになります。
7. 予約は使用日の1ヶ月前から受け付けます。申請は、使用日の1週間前までに別紙「上三川町貸出公用車使用許可申請書兼誓約書」を提出いただきます。
8. 事故等が発生した場合は、速やかな事故処理と報告をすること。
9. 事故等により車両が損傷した場合、速やかに修繕をすること。または、町加入の自動車損害共済で填補されない部分においては、使用者等の責任において損害賠償を行うこと。

《予約方法》

来庁または電話でご予約ください。

使用日の1ヶ月前から予約ができます。(下記連絡先まで)

FAX・メールの場合は、空き状況を確認後ご連絡しますので、必ず連絡先をご記入ください。(様式は任意。)

《申請方法》

下記書類を、**使用日の1週間前までに**総務課管財係窓口もしくは郵送でお願いいたします。

- **上三川町貸出公用車使用許可申請書兼誓約書(様式第1号)**
(必要事項を記入する。(当日の連絡先を含む))
- **運転免許証の写し** (運転者全員)

※ 「上三川町貸出公用車使用許可申請書兼誓約書」は、総務課窓口でお受け取りいただくか、町のホームページからダウンロードしてください。

《問い合わせ先》

上三川町役場 総務課管財係

TEL 0285-56-9114 ・ FAX 0285-56-6868

E-mail kanzai01@town.kaminokawa.tochigi.jp

HP <http://www.town.kaminokawa.tochigi.jp>